

重要事項説明書

様に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり
金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成 24 年 12 月 17 日条例第 48 号及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成 24 年 12 月 17 日条例第 49 号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社 ケア・サンエス
主たる事務所の所在地	石川県金沢市問屋町 3 丁目 1 0 番地
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 高桑 弘道
電話番号	0 7 6 - 2 3 7 - 7 2 1 7

2. 利用事業所

利用事業所の名称	小規模多機能ホーム といやまち
介護保険指定事業所番号	1 7 9 0 1 0 0 6 7 9
所在地	石川県金沢市問屋町 1 丁目 4 8 番地
電話番号	0 7 6 - 2 2 5 - 7 5 0 0
営業日	3 6 5 日
営業時間	2 4 時間
通いサービス	午前 9 時から午後 5 時まで
宿泊サービス	午後 5 時から翌午前 9 時まで
訪問サービス	2 4 時間
通常の事業の実施地域	金沢市内全域
登録定員	2 9 人
通いサービス利用定員	1 8 人
宿泊サービス利用定員	9 人

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
運営の方針	①事業所の職員は、通いを中心として、要介護者及び要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。 ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	職務内容	員数	勤務の体制
管理者	1. 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行う。 2. 法令等において規定されている（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。	1 名	常勤 1 名 (兼務)
介護支援専門員	1. 適切なサービスが提供されるよう介護計画等を作成します。 2. 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。	1 名	常勤 1 名 (兼務)
介護従業者	1. 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。	12 名以上	介護職員 常勤 (専従) 非常勤 (専従)
	1. 医師と連携を図り、適切な医療行為を行う。	1 名以上	看護職員 常勤 (専従) 非常勤 (専従)

5. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成		1. サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2. 利用者に応じて作成した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3. 計画を作成した際には、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 4. 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。
相談・援助等		1. 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1. 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2. 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3. 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	1. 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	1. 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2. レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	1. 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。

通いサービスに関する内容及び宿泊	食事サービス	1. 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2. 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3. 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1. 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体介護	1. 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2. 食事介助 食事の介助を行います。 3. 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4. 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1. 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 2. 調理 利用者の食事の介助を行います。 3. 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4. 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1. 利用者の安否確認等を行います。

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 介護保険給付サービス利用料金

(1) 介護保険給付サービス利用料金

※ () 内金額は 2 割負担の場合、 < > 内金額は、3 割負担の場合

1 単位 10.17 円

《小規模多機能型居宅介護費》（1 月につき）

	単位数	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2 割)	利用者負担 (3 割)	備考
要支援 1	3,450	3,574 円	7,508 円	11,261 円	1 ヶ月あたり
要支援 2	6,792	7,586 円	15,171 円	22,757 円	
要介護 1	10,458	11,379 円	22,757 円	34,135 円	
要介護 2	15,370	16,723 円	33,445 円	50,168 円	
要介護 3	22,359	24,327 円	48,653 円	72,980 円	
要介護 4	24,677	26,849 円	53,697 円	80,546 円	
要介護 5	27,209	29,604 円	59,207 円	88,810 円	

《短期利用居宅介護費》（1 日につき）

要介護度 所定単位	要介護 1 570 単位	要介護 2 638 単位	要介護 3 707 単位	要介護 4 774 単位	要介護 5 840 単位
サービス利用料	5,796 円	6,488 円	7,190 円	7,871 円	8,542 円
サービス利用 自己負担額	580 円 (1,160 円) <1,740 円>	649 円 (1,298 円) <1,947 円>	720 円 (1,439 円) <2,158 円>	788 円 (1,575 円) <2,362 円>	855 円 (1,709 円) <2,563 円>

- ※ 要介護度別に定めてられた金額（省令によって変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 登録者が（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間、若しくは他の事業所において（介護予防）小規模多機能型居宅介護を受けている間は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費は算定しません。

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《小規模多機能型居宅介護》

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額	
		基本利用料	自己負担額
初期加算	利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算料金です。 30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も算定します。	305 円 1 日当たり	31 円 (61 円) 〈92 円〉 1 日当たり
認知症加算 (Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定	9,356 円	935 円 (1,870 円) 〈2,805 円〉
認知症加算 (Ⅱ)	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	9,051 円	905 円 (1,810 円) 〈2,715 円〉
認知症加算 (Ⅲ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合	7,729 円	772 円 (1,544 円) 〈2,316 円〉
認知症加算 (Ⅳ)	要介護状態区分が要介護 2 である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合	4,678 円	467 円 (934 円) 〈1,401 円〉
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	医師が認知症の行動、心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが妥当と判断した場合利用開始から 7 日間を限度として算定できる料金です。	2,034 円	204 円 (1407 円) 〈611 円〉
若年性認知症利用 者受入加算	若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供すること。	8,136 円	814 円 (1,628 円) 〈2,441 円〉
看護職員配置 加算Ⅰ	専従の看護師を 1 名以上配置している場合の 1 月当たりの加算料金です。	9,153 円	916 円 (1,831 円)

			<2,746 円>
看護職員配置 加算Ⅱ	専従の准看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。	7,119 円	712 円 (1,424 円) <2,136 円>
看護職員配置 加算Ⅲ	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。	4,881 円	489 円 (976 円) <1,464 円>
訪問体制強化加算	登録者の居宅における生活を継続するために、サービスの提供体制を強化した場合に算定する1月当たりの加算料金です。	10,170 円	1,017 円 (2,034 円) <3,051 円>
総合マネジメント 体制強化加算(Ⅰ)	(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること (3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること (4) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること(新設) 以下(5)～(8)について、事業所の特性に応じて1つ以上実施 (5) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること ※「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件 (6) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること (7) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること (8) 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること	12,204 円	1,220 円 (2,440 円) <3,660 円>
総合マネジメント 体制強化加算(Ⅱ)	(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること	8136 円	814 円 (1,628 円) <2,442 円>
生活機能向上連携 加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅱに加えて、リハ専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部の通所リハ事業所等のリハ専門職等からのアセスメント・カンファレンスを受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、訪問介護計画を作成する。	1,017 円	102 円 (204 円) <306 円>

生活機能向上連携 加算Ⅱ	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、現行の訪問リハ・通所リハの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハを実施している医療提供施設のリハ専門職や医師が訪問して行う場合に評価し、評価を充実させる。	2,034 円	204 円 (407 円) ＜611 円＞
口腔・栄養スクリーニング加算	利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行う。 (6 か月ごと)	203 円	1,017 円 (2,034 円) ＜3,051 円＞
科学的介護推進体制加算	利用者様ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出、ケアプランの作成、見直しに情報を活用する。	406 円	41 円 (82 円) ＜123 円＞
介護職員処遇改善 新加算Ⅱ	小規模多機能型居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。	介護報酬総単位数× 146/1,000 [四捨五入]	左記額×10.17 から左記額× 10.17×0.9 (2 割負担の場合は ×0.8 とし、3 割負担の場合は ×0.7 とする) を差し引いた額 [小数点切捨て]

《介護予防小規模多機能型居宅介護》

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額	
		基本利用料	自己負担額
初期加算	利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算料金です。 30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も算定します。	305 円 1 日当たり	31 円 (61 円) ＜92 円＞ 1 日当たり
認知症加算 (Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定	8,136 円	935 円 (1,870 円) ＜2,805 円＞

認知症加算（Ⅱ）	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	5,085 円	905 円 (1,810 円) ＜2,715 円＞
認知症加算（Ⅲ）	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、（看護）小規模多機能型居宅介護を行った場合		772 円 (1,544 円) ＜2,316 円＞
認知症加算（Ⅳ）	要介護状態区分が要介護 2 である者であつて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合		467 円 (934 円) ＜1,401 円＞
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	医師が認知症の行動、心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが妥当と判断した場合利用開始から 7 日間を限度として算定できる料金です。	2,034 円	204 円 (1407 円) ＜611 円＞
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供すること。	8,136 円	814 円 (1,628 円) ＜2,441 円＞
看護職員配置 加算Ⅰ	専従の看護師を 1 名以上配置している場合の 1 月当たりの加算料金です。	9,153 円	916 円 (1,831 円) ＜2,746 円＞
看護職員配置 加算Ⅱ	専従の准看護師を 1 名以上配置している場合の 1 月当たりの加算料金です。	7,119 円	712 円 (1,424 円) ＜2,136 円＞
看護職員配置 加算Ⅲ	看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置している場合の 1 月当たりの加算料金です。	4,881 円	489 円 (976 円) ＜1,464 円＞
訪問体制強化加算	登録者の居宅における生活を継続するために、サービスの提供体制を強化した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。	10,170 円	1,017 円 (2,034 円) ＜3,051 円＞
総合マネジメント 体制強化加算（Ⅰ）	（１）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること （２）地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること （３）日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること （４）地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること（新設）	10,170 円	

	以下（５）～（８）について、事業所の特性に応じて１つ以上実施 （５）障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること ※「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件 （６）地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること （７）市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること （８）地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること		1,220 円 (2,440 円) ＜3,660 円＞
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	（１）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること （２）地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること		814 円 (1,628 円) ＜2,442 円＞
生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅱに加えて、リハ専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部の通所リハ事業所等のリハ専門職等からのアセスメント・カンファレンスを受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、訪問介護計画を作成する。	1,017 円	102 円 (204 円) ＜306 円＞
生活機能向上連携加算Ⅱ	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、現行の訪問リハ・通所リハの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハを実施している医療提供施設のリハ専門職や医師が訪問して行う場合に評価し、評価を充実させる。	2,034 円	204 円 (407 円) ＜611 円＞
口腔・栄養スクリーニング加算	利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行う。 （６か月ごと）	203 円	1,017 円 (2,034 円) ＜3,051 円＞
科学的介護推進体制加算	利用者様ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出、ケアプランの作成、見直しに情報を活用する。	406 円	41 円 (82 円) ＜123 円＞

介護職員処遇改善 新加算Ⅱ	小規模多機能型居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。	介護報酬総単 位数× 146/1,000 [四捨五入]	左記額×10.17 から左記額× 10.17×0.9(2 割負担の場合は ×0.8とし、3 割負担の場合は ×0.7とする) を差し引いた額 [小数点切捨て]
------------------	---	--------------------------------------	---

※ 地域区分別の単価(7級地 10.17円)で計算されています。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(3) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

交通費及び送迎に要する費用	利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。 ① 通常の実施地域を超えた地点から片道おおむね10km未満 250円(片道当たり) ② 通常の実施地域を超えた地点から片道おおむね10km以上 500円(片道当たり)
食事の提供に要する費用	朝食 350円/回 昼食 650円/回 夕食 550円/回 おやつ 100円/回
宿泊に要する費用	2,140円/1回
おむつ代	オムツ(テープ式、パンツ式)100円・パッド 50円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

(4) 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金により請求いたします。 イ アに係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
--------------------------------------	---

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み(手数料は利用者負担) (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
---------------------------------------	--

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

(5) サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

①利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

②サービス提供は「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。

③（介護予防）小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な支援は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7. 苦情申立窓口

苦情解決責任者	新蔵 久史（取締役部長）	TEL 076-225-7586
苦情受付担当者	高野 貴恵（管理者） 受付時間 午前 9 時から午後 5 時	TEL 076-225-7500 FAX 076-225-7454
その他 ※当社で解決できない苦情は国保連等に申立することができます。	石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情 110 番 受付時間 午前 9 時から午後 5 時 （土曜日、日曜日、祝日を除く）	TEL 076-231-1110 FAX 076-231-1601
	金沢市役所福祉局介護保険課 受付時間 午前 9 時から午後 5 時 45 分	TEL 076-220-2264 FAX 076-220-2559
	石川県社会福祉協議会 石川県福祉サービス運営適正化委員会 受付時間 午前 9 時から午後 5 時	TEL 076-234-2556 FAX 076-234-2558

8. 緊急時の対応方法

協力医療機関①	機関名	医療法人社団 博友会 金沢西病院
	所在地	金沢市駅西本町6丁目15-41 Tel 076-233-1811 FAX 076-221-8603
	診療科	内科、循環器科、腎臓内科、外科、胃腸科、 脳神経外科、心臓血管外科、形成外科、皮膚科、 整形外科、神経内科、眼科、小児科、婦人科、 リハビリテーション科、泌尿器科、歯科
協力医療機関②	機関名	歯科前多
	所在地	金沢市問屋町2丁目92-2 Tel 076-237-4403 FAX 076-237-4432
	診療科	歯科、小児歯科、歯科口腔外科

9. 事故発生時の対応について

緊急時・事故発生時の対応、記録及び損害賠償

- (1) 利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
- (2) 事故が発生した場合は、市町村や家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 当施設で起きた事故については、状況及び事故に際して採った処置について記録を残す。
- (4) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

10. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 管理者 高野 貴恵 ）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回予定）

1 1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(開設者 新蔵 久史)
-------------	---------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

- (5) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 2. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、サービス完結の日から5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 4. サービス提供の記録

- (1) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 石川県金沢市問屋町3丁目10番地
事業者名 株式会社 ケア・サンエス
代表者氏名 代表取締役社長 高桑 弘道 印

事業所名 小規模多機能ホーム といやまち
所在地 金沢市 問屋町 1丁目 48番地

説明者 氏 名 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

利用者 住 所
氏 名 印

上記代理人（代理人を選任した場合）
代理人は本人の契約意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

理由：（認知症につき、疾患により、その他[]）

（本人との続柄）

住 所
氏 名 印

電話番号

個人情報提供に係る同意書

*当施設における個人情報の利用目的

株式会社ケア・サンエスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

【当施設内部での利用目的】

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の検診等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

2 上記以外の利用目的

【当施設の内部での利用に係る利用目的】

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行なわれる学生の実習への協力
 - ・当施設において行なわれる事例研究
- 写真撮影及び、画像の提供

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

*当施設における個人情報利用の承諾

- ☐ 当施設に対し、前条の「個人情報の利用目的」及び次に掲げる事項を承諾します。
- ① 当施設が、私の映像、画像撮影又は記録すること
 - ② 当施設が、①により撮影又は記録した写真等を用いて、印刷物を作成し発行すること
 - ③ 当施設が、①により撮影又は記録された写真を用いて、株式会社ケア・サンエスが運営する有料老人ホーム、居宅介護支援事業、小規模多機能型居宅介護支援事業所等に関するホームページを作成し、公衆送信により、一般に公表すること
 - ④ 上記、①～③について対価を求めないこと
 - ⑤ 上記、①～③について、訂正、削除を求めないこと
- ☐ 当施設に対し、前条の「個人情報の利用目的」及び上記に掲げる事項を承諾できません。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

家 族 住 所

氏 名 印

利用者との続柄

代理人 住 所

氏 名 印

利用者との続柄

(令和6年6月1日)